# いわゆる「杉原サヴァイヴァー」の実数をめぐって

## ―― 実証研究の試み ――

菅野　賢治

### はじめに

1940 年夏、在リトアニア日本領事代理、杉原千畝（1900～86）の名のもとでユダヤ難民らに発給された日本通過ヴィザの事跡が日本語の活字情報として伝えられたのは、本稿の筆者が把握している限りにおいて、マーヴィン・トケイヤー、メアリー・シュオーツ『河豚計画』（英語原著、邦訳ともに 1979 年）を嚆矢とする。

> 遠いリトアニアのコブノにいる杉原領事が、数千人のユダヤ人に通過査証を出した事実が外務省の耳に届いたのは、一九四〇年の八月中旬だった。［中略］杉原領事が去ったあとのコブノとビルナには、まだ見たこともない日本への査証を持ったユダヤ人六千人が残った。[1]

ほぼ同時期、「日本の外交官として四千人のポーランド系ユダヤ人の命を救い、そのために祖国の不興をこうむった杉原千畝氏に捧ぐ」（傍点引用者）との献辞を掲げたゲアルハルト・ダンプマン『孤立するニッポン』（ドイツ語原著 1979 年、邦訳 1981 年）が刊行された。

> 杉原がどのくらいの通過ビザを出したか、自分をとり囲んでいる人々の苦悩を、平然とこらえることができず、一刻も惜しんで仕事をしたので数えることもできなかったが、ほぼ四〇〇〇ぐらいだったと思われる。［中略］杉原が四〇〇〇人のポーランド系ユダヤ人の生命を救ったことは、一九四七年においても日本の外務省を感動させなかったのである。[2]

かつてみずからユダヤ難民として日本に滞在し、戦後、イスラエル国宗教大臣を務めたゾラフ・ヴァルハフティグ（1906-2002）は、1984 年、『ショアー時代の難民と生存者』（原著現代ヘブライ語、邦題『日本に来たユダヤ難民』）のなかで、1969 年、杉原・元リトアニア領事代理と 29 年ぶりの再会を果たした際の本人の言を引き取って、「彼は一六〇〇通だしたと述べている」とするにとどめ、[3] その通過ヴィザ

---

[1] マービン・トケイヤー、メアリ・シュオーツ『河豚計画』、加藤明彦訳、日本ブリタニカ、1979 年、71-72 頁、傍点引用者。

[2] ゲルハルト・ダンプマン『孤立するニッポン』、塚本哲也訳、ティビーエス・ブリタニカ、1981 年、220 頁、傍点引用者。

[3] ゾラフ・バルハフティク『日本に来たユダヤ難民』、滝川義人訳、原書房、1992 年、102 頁。1941 年 2 月、転任先のプラハから外務省本省に宛てた電文のなかで、杉原は、前年、カウナスで彼から日本通過ヴィザを受給した人々のうち、「猶太系」はおおよそ 1500 名であったと認識している旨、報告している（1941 年 2 月 5 日発在プラハ杉原総領事代理より松岡外務大臣宛電報第 12 号、外交史料館所蔵）。のちに杉原がヴァルハフティグに述べた「一六〇〇通」という数字は、カウナスでの推定発給数に、プラハに転任してから発給した分（本

の効力により新天地に逃れ得た人々の数の推定は慎重に控えている（ただし、以下に見るように、日本に来たユダヤ難民の数――「杉原ヴィザ」保持者か否かによらず――については、根拠資料を示さないまま、一の位まで詳細な数値を提示している）。

そのヴァルハフティグの書物の英語版を主たる参考文献の一つとして、1988 年、『約束の地への長い旅』を著した篠輝久は、「ぼくは、これらの話や、いろいろな資料をもとにして、発行されたビザの数は一五〇〇から一六〇〇、すくわれたユダヤ人の数は六五〇〇人と推定しています」とした。[4]

その間、1985 年、最晩年の杉原に対してイスラエル国政府より「諸国民のなかの義人賞（ヤド・ヴァシェム賞）」が贈られるに及んで、日本の新聞紙上でも「ユダヤ難民五千人に“命のビザ”」「ユダヤ難民四千人の恩人」といった見出しが躍った。[5] 最終的には 1990 年、杉原夫人・幸子による回想録のタイトルとして採用された「六千」という数字が、その後長らく、広く人口に膾炙することになる。

> 一九四一年二月二十八日付けで送った報告書には、七月二十九日から八月三十一日まで発行したビザの数が合計二〇九二枚と書かれていました。しかし、八月に入ってからはビザの発行に番号をつけることも止めてしまっていましたので、実際に発行した枚数はこれよりも多かったと思います［多かったのです］。子供たちを連れていたこともあり、実際に日本を通って各国に逃れたユダヤ人の数は、五千～六千人［六千人以上］にものぼったと言われています。[6]

その幸子夫人も、1940 年 8 月末、カウナスの日本領事館を閉鎖する際に「焼いたと思っていた」という日本通過ヴィザ受給者のリスト（のべ 2,140 名分）が、ボストン大学のヒレル・レヴィンにより、日本外務省外交史料館で発見されたのは 1994 年 8 月のことである。その際、レヴィンは、杉原ヴィザで「救われた」人々の数について『中日新聞』の取材に応え、「一家族三人としても六千人、実際は四～五人家族も多かったという証言もあり、八千人以上に上る可能性もある」とした。[7] これをうけて、翌 1995 年、戦後 50 年の節目に刊行された中日新聞社会部による労作『自由への逃走』も、その冒頭部に、「その難民の数は、同省［日本外務省］外交史料館に残る『杉原リスト』によれば二千百余の家族、総数にして六千～八千人にも上るとみられる」[8] との推定値を掲げた。

翌 1996 年、アメリカで『スギハラを求めて――一万のユダヤ人をホロコーストから救うために命を賭した、とらえ難き日本の外交官』（邦題『千畝　一万の命を救った外交官　杉原千畝の謎』）を刊行したレヴィンは、副題に掲げた「一万人」という数を説明して次のように記している。

> 発見された杉原リストには二千百三十九人の名前が記されていた。［中略］しかし、このリストも、完全なものとはとても認められない。なぜなら、千畝から実際にヴィザを受け取った多くの人々の名

---

稿筆者の勘定では 72 通）を上乗せした概数であった可能性もある。

[4] 篠輝久『約束の地への長い旅』、リブリオ出版、1988 年、120 頁、傍点引用者。

[5] 同、125 頁を参照。傍点引用者。

[6] 杉原幸子『六千人の命のビザ』（初版）、朝日ソノラマ、1990 年、73 頁。［　　］内は、1993 年、大正出版から刊行された同書新版、77 頁で表記が変更されている箇所。傍点引用者。

[7]「故杉原氏のビザ・リスト発見」、『中日新聞』、1994 年 8 月 24 日朝刊一面、傍点引用者。中日新聞社会部編『自由への逃走　杉原ビザと日本人』、東京新聞出版局、1995 年、156 頁に採録。

[8] 同、21 頁、傍点引用者。

前が、子供分をふくめて、このリストには記されていない。統計学の外挿法を使えば、彼［杉原］は一万人前後の脱出を助けたと推定できる。実際に生き延びたのは、その半数にも満たなかったであろう。[9]

こうして、前々年に彼が発見した「杉原リスト」には記載されていない家族たち（とくに子供）の存在、ならびにヴィザを受給しながら名前が「リスト」に記載されていないケースも勘案する必要があることから、その 2,139 というエントリー数によって「杉原サヴァイヴァー」の実数を算段することの困難を述べるとともに、レヴィン自身の見解として、潜在的「杉原サヴァイヴァー」の数を一万人前後、実際にヴィザを使用して「サヴァイヴァー」たり得た人々の数をその半数未満と推定した（書物の本文においては「数千人」「何千人もの」といった大づかみな表現が採用されている）。

日本では 1996 年、杉原幸子を監修者として『決断・命のビザ』を著した渡辺勝正が、前々年に発見された「リスト」に言及しつつ、「ビザは家族単位に出されたものであり、一家族三人を平均としても、六〇〇〇人を超える勘定になるわけで、実際には八〇〇〇人を超えると計算する人もいる」とした。[10] さらに 2000 年刊行の『真相・杉原ビザ』のなかで、渡辺は、福井県敦賀港に上陸したユダヤ難民に関する情報を往時の新聞記事のなかから拾い上げつつ、「敦賀上陸避難民に関し、信頼できる正確な統計資料は見つからない。また『杉原ビザ』を入手しても、全員が無事敦賀に上陸できたわけではない。しかし少なくとも六〇〇〇人の人たちがビザ発給により救われたという数は、妥当な線だと思われる」[11] と述べた。

1996 年の『外交史料館報』掲載の「史料紹介　いわゆる“命のヴィザ”発給関係記録について」を皮切りに、杉原の功績を世に知らしめる作業に着手した白石仁章は、カウナスで発給された日本通過ヴィザにより実際に何人の「命が救われた」のか、という点については長らく言及を控えた末、ようやく 2009 年の『外交史料館報』に掲載された「研究ノート」のなかで、「“六千”と“二、一三九”の相違は何に起因するのかについて、幸子夫人から直接伺ったお話なども参照しながら明らかにしたい」[12] として、みずからの見解を示した。

それによると、従来言われてきたように、一通のヴィザで複数の人々（とくに子供）の日本通過が認められたとしても、「二、一三九通のヴィザで六千人を救うには、極端な話一人の人が平均二人の子供を連れていたことになり、夫婦であれば四人の子供ということになる。これはいささか無理であろう。［中略］やはり、二、一三九を六千にするには、他の理由も必要なようだ。」そして、その理由は、発見されたリストが完全なものではなく、通し番号とともに記録されずに発給されたヴィザ（本稿でいうところの「番外ヴィザ」）も多数あり、リスト上ではヴィザが発給されなかったことになっている日曜日にも実際には多くのヴィザが発給されていた（らしい）、というところに求めることができ、「それならば、実際に救われた人々の数は大幅に増え、約六千人が救われたと言っても不思議ではない」とした。[13]

その後、刊行された自著のなかで、白石は、同じように幸子夫人の証言に依拠しつつ、リストの上では

---

9 ヒレル・レビン『千畝――一万の命を救った外交官　杉原千畝の謎』、諏訪澄、篠輝久訳、清水書院、1998 年、13-14 頁、傍点引用者。
10 杉原幸子監修、渡辺勝正編著『決断・命のビザ』、大正出版、188 頁、傍点引用者。
11 渡辺勝正『真相・杉原ビザ』、大正出版、339 頁、傍点引用者。
12 白石仁章「研究ノート　“杉原ヴィザ”の謎を追って」、『外交史料館報』第 23 号、2009 年、66 頁。
13 同、70 頁。

急速に発給数が減り始めたように見えながら、その実、「番外ヴィザ」が多く発給されるようになった（と白石が考える）1940 年 8 月 22 日以降にも、依然、リスト上に減りゆく発給の記録が留められることになった、その理由を問い始める。つまり、その発給記録数の激減自体が杉原による作為であり、「リストが仮に八月二一日で終わってしまっては、それ以後の日付のヴィザが信用されないとの心配から、『アリバイ工作』のために毎日数名分はメモをとり、リストに反映させていったのではないか」というのだ。[14] さらには 8 月末、領事館を閉め、疲れを癒すという「口実」でホテルに移ったあと、9 月 4 日夜、列車でカウナスを発つ時まで、実のところ「必死に」ヴィザを発給していた（らしい）ことも、書面上、領事館閉館と同時にヴィザ発給が打ち切られたかのように見せかけるための工作だったのではないか、として、それらすべての意図的行為を「杉原イリュージョン」と命名する。[15]

＊

しかしながら本稿の筆者は、1970 年代末、まずは国外の著述家たちにより明確な根拠も伴わないまま打ち出されたヴィザの発給数（四～六千通）も、続く 1980 年代、日本において、「杉原により命を救われたユダヤ人の数」として、やはり確たる裏付けを欠いたままメディア、出版の世界に出回ってしまった感が否めない数値（四千～六千五百人）も、さらには 1994 年、「杉原リスト」の発見をうけてヒレル・レヴィンが提唱した数（六千～八千人超）も、すべていったん括弧に入れることとする。そして、近似的実数を追求する方法としては、〝資料が残っていないため、未知数に配慮するなら〟として推定を無限大の方向へ開くのではなく――ヒレル・レヴィンのいう「統計学の外挿法（statistical extrapolation）」――、あくまでも今日、世界のさまざまな場所に少ないながらもしっかりと残されている戦時期に由来する直接的な記録にのみ依拠して、「戦時期日本のユダヤ難民」という事跡の全体枠を確定させることは決して不可能ではないことを示し、その枠内で、「杉原サヴァイヴァー」と呼ばれるに値する人々と、必ずしも「杉原ヴィザ」によらずに日本に到来し、その後、各地に避難、移住の旅を続けていったユダヤ難民たちの数を実証的に推定していくという、いうなれば「資料的内挿法（documentary interpolation）」を採用したい。

結論を先に述べるなら、本稿筆者の調査によると、1940 年 5 月から翌 41 年 8 月までの 16 か月間、日本に到来したユダヤ難民の総数は、4,500 人程度と推察される。そして 1940 年 7 月～8 月、カウナスの日本領事館で発給された（厳密には、発給されたことが記録されている）日本通過ヴィザ、のべ 2,140 通のうち、実際に使用された形跡があるのは 1,400 通強であり、それによりリトアニアからシベリアを経由して「極東」――「日本」と記さない理由は後述――への移動が可能となった人々の数は 1,800 名強と推定される（1 通当たり平均 1.29 人）。また、戦後になって発見された、いわゆる「番外ヴィザ」や「変造・模造ヴィザ」によって日本に到来し得た人々（わかっている範囲で前者 4 通 12 名、後者 2 通 3 名）の数も、推定値として膨らませ得る最大限度は 400～500 であり、それを加えても、リトアニアから日本に移動したユダヤ難民の最大見積可能数は 2,300 程度であること、さらには、追って詳述する理由により、そのうち真の意味で「杉原サヴァイヴァー」の名に値する人々の数は、さらに差し引いて考えなければならない、との考察結果も得られた。

---

[14] 白石仁章『諜報の天才　杉原千畝』、新潮選書、2011 年、163 頁。
[15] 同『杉原千畝　情報に賭けた外交官』、新潮文庫、2015 年、229～233 頁。

だが、本稿冒頭において、一点だけは銘記しておかなければならない。いわゆる「杉原サヴァイヴァー」の実数として、実証レベルで 1,800 以下、推測可能レベルで 2,300 以下という数は、従来、一般に採用されてきた数の三分の一から五分の一にすぎないが、そのことを資料的根拠とともに明らかにしようとする本稿の筆者の意図は、杉原千畝、ならびに彼が発給した日本通過ヴィザを有効ならしめるため、さまざまな場所で、さまざまな立場から尽力した人々の功績を貶めたり、その功績が、これまで 30 年以上にわたり、根拠薄弱といわざるを得ないオプティミスティックな推定値とともに評価されてきたことをあげつらったりすることに存するのではない。筆者の真意は、そうではなく、資料の踏査から実数として立ち現れてくる個々の事例に目を凝らすことで――

（1）「ユダヤ難民」と一言でまとめ上げられる人々のあいだでも、難民としてヨーロッパから日本を目指す行程のなかで「杉原ヴィザ」を所持していること、あるいは所持していないことの意味は千差万別であった。つまり、「戦時期日本におけるユダヤ難民」という過去の事跡は、到来者のほぼ全員を「杉原サヴァイヴァー」として暗々裏に想定させてしまう従来の書き物、テレビ番組、映画作品に描かれているところよりも、はるかに複雑、かつ歴史の素材としてはるかに豊かであったことを明らかにすること。

（2）カウナスの日本領事館で発給された通過ヴィザ、のべ 2,140 通のうち、現時点で実際に使用された痕跡が確認されていない 600 通余りを保持していた人々の「その後」の命運に思いを馳せること。彼ら、彼女らは、モスクワからトルコなどを経由して英領パレスティナに移動できたのか、シベリア、北極地帯、中央アジア、その他、ソ連領内の「特別キャンプ」に移動させられたか、あるいは 1941 年後半、ドイツ軍のリトアニア侵攻後、官製ないし民衆の自発的な絶滅作戦[16] の露と消えたのか。

以上二点に存する。ほかでもない、この作業をつうじてこそ、「戦時期のユダヤ難民」という日本現代史の一齣に、杉原千畝と彼の名で発給された日本通過ヴィザの存在を正当に位置づけ、それを、より広く「近現代の日本と難民」という新たな歴史研究の素材として開いていくための準備が整う、と考えるからである。[17]

敷衍して述べるならば、この「数」をめぐる探求には、可能態としての慰霊、鎮魂の意味も込められている。というのも、現実に使用された痕跡が確認されていない「杉原ヴィザ」600 通以上の保持者たちとその家族のなかに、結局はリトアニアを脱出せず（できず）、戦時ソ連の強制労働体制のなかで命を落としてしまった人、あるいはナチス・ドイツによるリトアニア制圧後、ユダヤ・ジェノサイドの犠牲となって今なお

---

[16] ドイツ侵攻後のリトアニアにおけるユダヤ教徒・ユダヤ人の絶滅について、以下を参照。Yakov Zinberg, 'THOSE WITHOUT SUGIHARA VISAS ―Sugihara Research Materials on Genocide in Lithuania, February 6, 2019 UNIVERSITY OF TOKYO Meeting with Ruta Vanagaite and Efraim Zuroff', 国士館大学アジア・日本研究センター『ワーキングペーパー2018』、2019 年 3 月、pp.3-74.

[17] 本調査は、つとに「杉原リスト」上、実際に日本を経由して世界中に移り住んでいったユダヤ難民たちの足跡を個々に辿る作業に着手していた『命のビザ、遙かなる旅路――杉原千畝を陰で支えた日本人たち』（交通新聞社、2012 年）の著者、北出明のデータを引き継ぐかたちで開始された。みずから渉猟してきた貴重なデータを惜しみなく提供してくださった北出氏に心より謝意を申し添える。また、アメリカとカナダで同様の作業を進めてきたマーク・ハルパーン氏（フィラデルフィア）、高橋文氏、ジョージ・ブルーマン氏（以上、ヴァンクーヴァー）からも、直接の面会ならびにメールのやり取りにより、さまざまな情報提供をうけた。

地中に埋もれたままとなっている人が少なからず含まれているとするならば、単に「大戦期の混乱ゆえ、正確な人数がなかなか判明しない」という理由をもって、そうした可能性が濃厚な人々までをも「杉原サヴァイヴァー」の仮想集団の方に繰り込んでしまい、「杉原が救った人数は、およそ六〇〇〇人と言われ［中略］、今ではその子孫たちを含めると二五万人ほどになっていると言われる」[18] として、「正」の方へ、「生」の方へ、「命のヴィザ」の推定的効力を極力最大化（オプティマイズ）しようとする傾向から、日本の現代史研究を一刻も早く解き放つ必要がある、と考えるからである。

**根拠資料とその性格・特徴**

以下、本稿の筆者が「杉原サヴァイヴァー」の実数を算出するために採用した調査手順を詳らかにするに先立ち、援用した資料（体）11 種をおおよその成立順に示し、以後、本稿内におけるそれらの略称を確定させるとともに、それぞれの特徴を紹介しておきたい。

**資料（１）**1940 年 3 月 1 日時点で、リトアニア、ヴィルニュスにあり、ニューヨークの「アメリカ・ユダヤ共同配給委員会」（通称「ジョイント」、以下「JDC」と表記）から支援を受けていたポーランド・ユダヤ難民 9,064 名のリスト（通し番号、氏名、出生地、生年、直前までの居住地）[19] ――以下「ヴィルニュス・リスト」。

照合作業をつうじて、このリストに記載されているのが家族の代表者（大抵、夫ないし父親）であり、妻や子供の名前は省かれるケースが多いことが判明しているため、実際に JDC からの支援に与っていた人々の数は、ヴィルニュスだけでも一万数千人に上ると推定される。ヴィルニュスに派遣された JDC 職員――みずから 1890 番で「杉原ヴィザ」を取得しているモウジズ・ベッケルマン（1906-55）――が、支援対象者たるポーランド国籍のユダヤ教徒・ユダヤ人たちと直に接触して作成したリストと見られ、氏名のアルファベット表記には相当の信憑性がある。同じリトアニアでもヴィルニュス以外の場所に居住していたポーランド・ユダヤ難民や、ヴィルニュスに避難していても、ドイツなど、ポーランド以外の国籍をもつユダヤ難民は含まれていない。本稿筆者の照合によれば、下記、資料（２）「杉原リスト」に記された 2,140 名のうち、約 55 パーセントに相当する 1,170 名ほど（不確実なものを含め）の氏名を、このリスト上で確認することができる。

**資料（２）**「在カウナス帝国領事館　昭和十五年分　本邦通過査証発給表」（通し番号、国籍、氏名、査証の種別、発給日、発給料金）。外務省外交史料館所蔵「昭和十五年外国人に対する在外公館旅券査証報告書一件　欧州の部」所収――以下「杉原リスト」。

1940 年 7 月 9 日～8 月 31 日発給分、2,140 件。通し番号の最終は 2,139 番であるが、1160 番と 1915 番がそれぞれ二度カウントされ、他方、1395 番が欠落しているため、エントリー数としては 2,140 件になる。

---

[18] 白石仁章「外交官杉原千畝に関する研究状況および関連史料について」、『歴史と地理』、no 702、2017 年 3 月、31 頁。

[19] ‘Polish Jewish refugees receiving JDC aid, after they had moved eastward to Vilna, Lithuania in 1940 to escape the Nazi regime’. JDC 公式ホームページ上で公開。

国籍別には、ポーランド 1,993 人、リトアニア 53 人、ドイツ人 43 人、チェコスロバキア 23 人、イギリス 11 人、リトアニア／ソ連 7 人、オランダ 3 人、ルクセンブルク 3 人、カナダ 3 人、アメリカ合衆国 1 人（前述 JDC 職員ベッケルマン）である。

通し番号として最終の 2,139 番の発給日は 8 月 26 日であるが、190 番から 199 番までが中飛びになり、それら 10 件分が最終頁で 8 月 24 日～31 日発給分として補填される、という不規則性も見られる。1940 年 7 月～8 月、カウナスの領事館で、ドイツ人秘書ヴォルグガング・グッチェなどの手で、すでにタイプされていたものなのか、あるいは手書きのリストを、1941 年 2 月、プラハに転任した杉原がタイプで打ち直したものなのか、など、詳細は不明である。いずれにせよ、他の資料との照合により、「杉原リスト」上の綴りが誤記であったと見られるケースも頻繁にあるため注意を要する。その一部の例――

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 通し番号 1 | （誤） | [redacted] → | （正） | [redacted] |
| 通し番号 266 | （誤） | [redacted] → | （正） | [redacted] |
| 通し番号 291 | （誤） | [redacted] → | （正） | [redacted] |
| 通し番号 304 | （誤） | [redacted] → | （正） | [redacted] |
| 通し番号 1114 | （誤） | [redacted] | （正） | [redacted] |

また、「杉原リスト」と他のリストのあいだで、氏名の表記のために準拠されている言語（ポーランド語、リトアニア語、ドイツ語）が、その都度、異なるため、綴りに揺れが生じているケースにも注意しなくてはならない。その一部の例――

| | 「杉原リスト」上 | その他のリスト上 |
|---|---|---|
| 通し番号 3 | [redacted] | [redacted] |
| 通し番号 404 | [redacted] | [redacted] |
| 通し番号 527 | [redacted] | [redacted] |
| 通し番号 663 | [redacted] | [redacted] |
| 通し番号 698 | [redacted] | [redacted] |

同じ受給者とおぼしき名前が二度見られるケースがままあること、ならびにその推測される理由については後述する。

**資料（３）**1940 年 1 月 16 日～1941 年 2 月 28 日、プラハの日本総領事館で発給された日本通過ないし入国ヴィザ（以下、本稿では「プラハ・ヴィザ」と呼ぶ）の受給者リスト（とくに文書名などは記されず）。外務省外交史料館所蔵――以下「プラハ・リスト」。[20]

記録された 109 通のうち、杉原が着任した 1940 年 9 月 12 日より前の 37 通は、前任者、市毛孝三総領事代理によるもので、残る 92 通（同伴者 17 名を含め 109 名分）が杉原の発給によるものと見られる。

[20] 愛知県教育委員会『杉原千畝広場　センポ・スギハラ・メモリアル』（非売品）、2018 年 10 月 12 日、6 頁、15～17 頁に転載。

**資料（４）**「外秘第一七四七号　拾月分猶太避難民入国者表」（入国月日、渡来目的、前住所、職業、国籍、氏名、年齢）。アジア歴史資料センター所蔵――以下「福井リスト」。

1940 年 11 月に福井県警察が作成し、外務省に提出したとおぼしきもの。第一葉の欄外に「亜米利加局長」「第三課」の押印がある。1940 年 10 月 9 日、17 日、19 日、29 日の四回にわたって敦賀に上陸した合計 306 名のユダヤ難民の情報を収録。他の年月について同様の資料は発見されていない。

**資料（５）**1941 年 3 月 18 日、在東京オランダ王国代表部が作成し、日本当局に提出したとおぼしき 74 名のポーランド・ユダヤ難民のリスト。北出明氏提供――以下「オランダ大使館リスト」。

「オランダ大使館」のレターヘッドの下に――

> オランダ代表部は、下記のすべてポーランド国籍を有する人々がオランダ領西インド（キュラソー、スリナム、その他）に渡航するためにオランダの査証を必要としない旨、ここに証明する。
> The Netherlands Legation hereby certifies that the undermentioned persons all of Polish nationality do not need a Netherlands visa in order to proceed to the Netherlands West-Indies (Curaçao, Surinam, etc).

とタイプ書きされている。1941 年 3 月 13 日に敦賀港に入った「天草丸」に乗り組んでいた 361 名のユダヤ難民のうち、79 名が、書類不備のため、同 16 日出航の同船でウラジオストックへの逆送という憂き目にあった際、[21]「神戸ユダヤ人協会」が在日オランダ代表部に働きかけて出させることに成功した書面と察せられる。

**資料（６）**1941 年 1 月～3 月、「神戸ユダヤ人協会」が作成し、ニューヨークの JDC 本部に報告書とともに送り届けていた名簿をはじめ、日本滞在中のユダヤ難民たちの氏名が記された膨大な量に及ぶ JDC 古文書[22] ――以下「JDC 資料」。

本稿の筆者は、現時点で、ここから 3,275 名の日本到来者の名前を抽出済みである（うち「杉原ヴィザ」保持者として同定されるのは 1,189 名）。

**資料（７）**兵庫県が 1941 年 8 月末に作成した「避難猶太人現存者表」（国籍、入国月日、住所、職業、

---

[21] 菅野賢治「『福井新聞』に見る戦時期日本へのユダヤ難民到来――第二部：1941 年」、神戸・ユダヤ文化研究会『ナマール』、第 23 号、2018 年、58 頁参照。

[22] ‘Refugees Arriving in Japan and Receiving JDC Aid, 1941’, ‘European Refugees Receiving JDC Aid in Japan, Including Information on Overseas Relatives, 1941’, ‘German Refugees Receiving JDC Aid in Japan, 1941’, ‘Yeshiva Students Receiving JDC Aid in Wartime Japan, 1941’, ‘Ship Sailings of Refugees from Japanese Ports to the Western Hemisphere, 1940-1941’, ‘Jewish Refugees Escaping to Shanghai, China via Yokohama, Japan 1941’, ‘Jewish Refugees Leaving Japan for Other Safe Havens, 1941’.

以上 7 点は、すべて JDC 公式ホームページ上で公開されているが、これら以外にも、日本を通過したユダヤ難民の氏名を記した文書がニューヨークの JDC 本部に多数残されている。本稿の筆者は、2019 年 1 月、ニューヨークで調査を行った際に、そうした資料の所在を確認し、帰国後、ニューヨーク留学中の日本人学生、金子大信氏に作業を依頼して、関係する資料のデータの複写を行った。ここで、金子大信氏、ならびに資料調査の便宜を図って下さった JDC 古文書司書 Misha Mitsel 氏に深謝を申し添える。

姓名、年齢)。アジア歴史資料センター所蔵――以下「兵庫リスト」。

神戸に最後まで滞留したユダヤ難民 322 名分。

**資料（８）**戦時期の日本ならびに上海に滞在したユダヤ教ラビ、神学生、それらの家族の名を記した文書（成立時期、作成者ともに不明)。ニューヨーク、イェシヴァー大学図書館所蔵[23] ――以下「イェシヴァー大学リスト」。

所々に「候補者」「推薦」といった言葉が散見することから、在米正統派ユダヤ教組織が、限られた人数割当と予算配分のなかにあって、優先的に渡米させられるべき宗教人を、JDC ほか、世俗の支援団体に推挙する目的で作成されたと推察される。

**資料（９）**1940 年 5 月～1941 年 7 月の時期、横浜と神戸からサン・フランシスコとシアトルに向けて出航した客船の乗船者名簿。国立国会図書館所蔵のマイクロフィルム[24]――以下「太平洋航路乗船者リスト」。

実際に、どのユダヤ難民が、いつ、どの船で日本をあとにし得たかを知らしめてくれる興味深い資料であるが、それ以上に、各人が、アメリカ、その他、最終渡航先のヴィザを、いつ、どこで取得したか、名簿の表頁の右端に銘記されている点が重要である（以下「最終渡航先のヴィザ既得者」の節で詳述)。

本稿の筆者は、現時点で、神戸、横浜からの出航者として 2,341 名の氏名を抽出済みである（うち「杉原ヴィザ」保持者として同定されるのは 337 通分、449 名、非「杉原ヴィザ」保持者と見られる人々1,892 名)。

**資料（10）**1934 年 1 月～1941 年 12 月、上海のポーランド領事館が手書きで作成していた上海ポーランド居留民の登録簿[25] ――以下「上海ポーランド人名簿」。

ユダヤ系に限らず、上海で住民登録に応じたポーランド国籍者 1,592 名と番外 24 名、計 1,616 名分。氏名のみが電子化され、公開されている。

**資料（11）**1944 年 8 月 24 日、上海、虹口・揚樹浦地区を管轄する提籃橋分局特高股が作成した「管内外人名簿」[26] ――以下「上海外人名簿」。

日本軍政下の上海では、1943 年 2 月、現地在住の「無国籍避難民」（事実上、ユダヤ難民）向けの「指定居住区」が設置された。翌 44 年、地区内に居住する日本人と中国人以外の住民 14,794 名（そのほとんどがユダヤ難民と推測される）の氏名、性別、年齢、住所、職業、国籍が収録されている。ただし、仮に

---

[23] 2019 年 1 月、本稿の筆者がイェシヴァー大学を訪問した際、これらの資料の閲覧と写真撮影を快く許可してくださった同大学古文書司書 Deena Schwimmer 氏に心からお礼申し上げる。

[24] 'NARA Micro Publication No. 1410. Passenger List of Vessels Arriving at San Francisco. 1893-1953 (RG 85)', rolls 361-371 (国立国会図書館請求記号 VE612-2). 'Records of the Immigration and Naturalization Service 1891-1957. Record Group 85. Seattle, Washington, and other Washington Ports', rolls 254-263 (国立国会図書館請求記号 YE136).

[25] 'Ledger listing in handwriting persons registered at the Polish consulate in Shanghai, 1934-1941, on the basis of documents issued by Polish authorities'. アメリカ議会図書館の公式ホームページで公開。https://www.loc.gov/item/2005700035/

[26] Georg Armbrüster, Michael Kohlstruck, Sonja Mühlberger, *Exil Shanghai 1938-1947：jüdisches Leben in der Emigration*, Teetz, Hentrich & Hentrich, 2000 の付録 CD としてデータ化されている。

「杉原リスト」「プラハ・リスト」との照合の結果、当該人物とおぼしき名前が見つかった場合でも、後述する事情により、その全員が日本を経由したとは限らないので注意を要する。

なお、本稿の筆者は、12 番目の資料体として、杉原千畝ゆかりの地、岐阜県八百津町の「杉原千畝記念館」に寄贈された元難民たちのパスポートも照合させたいと考え、2019 年 2 月、同記念館に情報提供を依頼した。直後、提供可と思われるが、しばらく待っていただきたい、との返信を受け取ったまま、その後数か月間、対応していただけなかったため、あらためて二度、確認の連絡を試みた。依然、回答待ちの状態である。

**照合作業の手順と現況**

本稿の筆者は、これらの資料のうち、電子化されていなかった（1）（4）（5）（6）（7）から、まずは氏名だけを抜き出してそれぞれスプレッドシートに入力し、姓と名の両方でアルファベット順にソートをして、他のリストと比較照合できるようにした（(8）（9）については、電子化に適さない性質であるため、目視により照合)。

ついで、別途、スプレッドシートに収めた「杉原リスト」（通し番号 1～2139）と、通し番号 5001～5109 を付した「プラハ・リスト」を上下に配置し、その右欄に、逐次、新たな列を増やしては、資料（1）（4）～（11）との照合の結果や、そこから得られた情報（1940 年時点での年齢、出身地ないし直前までの居住地、職業、家族・友人関係、日本入国年月日、日本出国年月日、出港地、船舶名、上海経由・滞在の有無、最終渡航先など）を随時書き込めるようにした。

照合の途上、「杉原リスト」上には確認できないが、おそらくカウナスの日本領事館閉鎖間際ないし閉鎖後に発給されたとおぼしき真正のヴィザ（以後、これを「番外ヴィザ」と呼ぶ）を所持していたケースがあった場合は、3001 番から通し番号を打ち、「杉原リスト」の下につなげた（現在、4 通 12 名分)。

また、所持者本人の証言ないし事後の調査によって、他人に発給された「杉原ヴィザ」を譲り受けて造り変えたり、ゼロから模造したりしたケース（当然、「杉原リスト」には記載されていない）が見つかった場合、これを「変造・模造ヴィザ」と呼び、4001 番から通し番号をうって、その下に続けた（現在、3 通 5 名分)。

さらに、後述のとおり JDC 資料からは、1941 年 3 月、シベリアを横断してウラジオストックまでやって来ていながら、敦賀行きの「天草丸」への乗船を拒まれたユダヤ難民が 70 数名おり、うち 60 数名（「杉原ヴィザ」保持者 13 名を含む）はウラジオストックから、直接、上海に移送されたことが確かめられる。しかし、残る 14 名（「杉原ヴィザ」保持者 4 名を含む）については、最終的にウラジオストックから日本にも上海にも移動した形跡が確認できない。これらの人々を「杉原サヴァイヴァー」と呼ぶことの是非は追って議論を要するとして、いずれも看過し得ない重大な事態であるため、前者、日本を経由せずに上海へ向かった人々には 6001 番から、そして後者、ウラジオストック返送後の行方が不明の人々には 7001 番から通し番号を打つこととした（よって、一部は「杉原リスト」とも重複している)。

最後に、「杉原リスト」にも「プラハ・リスト」にも見当たらず、「番外ヴィザ」「変造・模造ヴィザ」を所持していたことも現時点では確かめられていないが、ユダヤ難民（少なくともユダヤ人）として日本に到来し、滞在した形跡が認められる人々には、8001 番からの通し番号を打ち、最下段に書き加えてい

くこととした。

以上のカテゴリー別に日本もしくはウラジオストックまで到来が確認できる人々の人数を国籍別に示すと、以下のようになる。

| | ポーランド籍 | リトアニア籍 | ドイツ籍 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1～2139 (2140)　「杉原リスト」 | 1,669 | 73 | 55 | 34 | 1,831 |
| 3001～3012　番外ヴィザ保持者 | 3 | 9 | - | - | 12 |
| 4001～4005　変造・模造ヴィザ保持者 | 3 | - | - | - | 3 |
| 5001～5109　「プラハ・リスト」 | - | - | 73<br>(チェコ含む) | - | 73 |
| 6001～6064　ウラジオストックから上海に直行した人々 | 47 | - | - | 17<br>(国籍不詳) | 64 |
| 7001～7010　ウラジオストック返送後の消息が不明の人々 | 5 | - | 2 | 7<br>(国籍不詳) | 14 |
| 8001～11133　上記以外で日本到来が確認される人々 | 555 | 38 | 2,236 | 304 | 3,133 |
| 計 | 2,282 | 120 | 2,366 | 362 | 5,130 |

**【表】日本（極東）に到来した形跡が資料から確認できる人々の数**

真っ先に目を引くのは、「杉原ヴィザ」「プラハ・ヴィザ」の所持が確認されないまま日本に到来している人々3,000 人強（6001 番以降）のうち、2,200 人以上がドイツ籍によって占められているという点である。

当時、日本とドイツ（1938 年 3 月に併合されたオーストリアを含め）のあいだには査証相互免除の取り決めがあり、[27] ナチス政権がドイツならびにドイツ占領地の外に逃れ出たユダヤ教徒・ユダヤ人の国籍をすべて無効とみなすのもまだ先のことであるから（法制定 1941 年 11 月 25 日、施行 1942 年 1 月 1 日）、この時点で、ドイツの有効なパスポートを所持し、ソ連の通過査証に不備さえなければ、敦賀や下関での入国審査は、原則上、フリーパスであったはずだ。ただ、ドイツとその新たな占領地域（オーストリア、チェコ）から、イタリアなどの港を発つ南回り航路ではなく、シベリア鉄道によって極東を目指す渡航希望者は、アメリカ、カナダ、南米諸国などの入国ヴィザ取得後、日本→満州国→ソ連→ラトヴィア→リトアニアという、行路を逆にたどる順番で通過ヴィザを取得することが求められており、実際には、ほとんどのドイツ籍ユダヤ難民が、ベルリン、ウィーンなど最寄りの日本大使館、領事館で日本通過ヴィザを取得していたようである。いずれにせよ、この 2,000 人以上のドイツ籍ユダヤ難民は、当初から「杉原ヴィザ」とは無縁の人々である。[28]

[27] 阪東宏『日本のユダヤ人政策：1931-1945――外交資料館文書「ユダヤ人問題」から』、未來社、2002 年、78～82 頁。

[28] 1940 年 5 月以降、ドイツならびにその占領地からシベリア経由で日本を目指すこととなったユダヤ難民の道行きについては、ニューヨークの JDC 本部に残されている大量の古文書から、かなりの程度、詳細が浮か

## 事態の「外枠」

本稿冒頭で見たように、従来、杉原千畝のいわゆる「命のヴィザ」によって救われた人々の数として「六千」という数値が一般に流布してきたが、いわゆる「杉原サヴァイヴァー」のみならず、「戦時期の日本におけるユダヤ難民」という事態の総体について、当初から五千以上の数字の採用を控えさせる資料が存在する。1941 年 6 月 6 日、「神戸猶太人協会」がニューヨークの JDC 本部に提出するために作成した来日ユダヤ難民の動向（1940 年 7 月～1941 年 5 月）に関する統計表がそれだ。[29]

| | Arrived | | | | Left | | | | Staying 1.VI.41 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | P | G | O | T | P | G | O | T | P | G | O | T |
| 1.VII - 30.IX.40 | 9 | 1085 | 25 | 1119 | 9 | 1085 | 25 | 1119 | - | - | - | - |
| October 1940 | 198 | 292 | 42 | 532 | 191 | 289 | 42 | 522 | 7 | 3 | - | 10 |
| November " | 15 | 103 | 4 | 122 | 15 | 102 | 4 | 121 | - | 1 | - | 1 |
| December " | 47 | 128 | 23 | 198 | 40 | 88 | 23 | 151 | 7 | 40 | - | 47 |
| January 1941 | 227 | 90 | 39 | 356 | 127 | 68 | 22 | 217 | 100 | 22 | 17 | 139 |
| February " | 785 | 62 | 35 | 882 | 227 | 60 | 6 | 293 | 558 | 2 | 29 | 589 |
| March " | 624 | 147 | 34 | 805 | 199 | 143 | 23 | 365 | 425 | 4 | 11 | 440 |
| April " | 127 | 131 | 27 | 285 | 71 | 128 | 16 | 215 | 56 | 3 | 11 | 70 |
| May " | 8 | 36 | 70 | 114 | 4 | 30 | 55 | 89 | 4 | 6 | 15 | 25 |
| Total | 2040 | 2074 | 299 | 4413 | 883 | 1993 | 216 | 3092 | 1157 | 81 | 83 | 1321 |

1179

**【図版】1941 年 6 月 6 日、「神戸猶太人協会」が作成した来日ユダヤ難民数の統計表（複写）**

**（1940 年 7 月～1941 年 5 月、P=ポーランド籍、G=ドイツ籍、O=その他、T=合計）**

ここから、1940 年 7 月から翌 41 年 5 月までに日本に到着したユダヤ難民として「神戸猶太人協会」が把握していた数が、ポーランド籍 2,040 名、ドイツ籍 2,074 名、その他 299 名、合計 4,413 名であったことがわかり、うちドイツ籍の半数以上が 1940 年 7～9 月の三か月間に集中し、逆にポーランド籍の七割が 1941 年 2～3 月の二か月間に集中していたことも判明する。「神戸猶太人協会」の活動について詳述するためには、別途、稿を起こさなければならないが、白系ロシア・ユダヤ人を中心とする同協会は、ドイツ系ユダヤ人を中心とする「横浜市猶太人移民協会」ともども、1940 年 7 月以降、ニューヨーク JDC 本部からの要請、資金供与により、日本に到着するユダヤ難民のための支援活動にきわめて献身的に従事した。資金の使途を月毎に JDC に報告する義務を負っていたため、支援を受けている人々の数、氏名、国籍などの把握にはぬかりがなく、上の統計表にも相当の信憑性がある。

この統計資料に、ゾラフ・ヴァルハフティグによる総括を重ね合わせてみる。

> 一九四〇年七月から四一年五月末までの十一カ月間に、四六六四名の難民が日本に到着した。うち二四九八名がドイツのユダヤ人で、残る二一六六名がリトアニアから来た難民だった。ドイツ系ユダヤ

---

び上がってくる。この点については、本稿の範囲を大きく超え出るものとなるため、別途、稿を起こすこととする。

[29] JDC 古文書 NY_AR3344_00053_00394. 以下、NY_AR で始まる資料番号は、すべてニューヨーク JDC 本部のデジタル資料を指す。

人難民の波がピークに達したのは四〇年七～九月で、この間に一五八八名が日本に着いた。リトアニアから流出した難民は、四〇年七月から日本へ到着しはじめた。四一年二～三月の期間に一三八六名が日本へたどり着き、同年六～八月期に、あと五五二名のポーランド系ユダヤ人難民がやってきた。結局、四〇年七月から四一年八月まで、ポーランド系ユダヤ人難民二七一八名が、日本に来たことになる。[30]

1940 年 7 月～1941 年 5 月の合計で 250 ほどの開きがあることから、ヴァルハフティグの統計根拠は、「神戸猶太人協会」がニューヨークの JDC 本部に提出した報告とは別のところにあったことがうかがわれるが、総体として両者の数値が五パーセント程度の差をもってほぼ一致していることがわかる。ただ、上記引用中の下線部については、みずから 1941 年 6 月 5 日にアメリカに向けて日本を発ったあとの状況に関し、ヴァルハフティグの記憶違い、ないし記録の誤読であった可能性が大である。なぜなら、ニューヨークの JDC 古文書には、1941 年 6 月、7 月分について「神戸猶太人協会」がまとめた統計も残されており、[31] それによると――

| | ポーランド籍 | ドイツ籍 | その他 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 1941 年 6 月到着者数 | 10 | 29 | 23 | 62 |
| 7 月到着者数 | 5 | 6 | 9 | 20 |

8 月分の統計は残されていないが、すでに 6 月 22 日の独ソ開戦以降、シベリア鉄道が難民の輸送手段としての機能を失い、7 月中旬、ウラジオストックと敦賀を結ぶ「欧亜連絡船」の運行も途絶えてしまったあと、[32] 8 月になって 500 名規模のポーランド系ユダヤ難民が日本に到来するという事態はおよそ考えにくい。仮にそのような出来事があったならば、『福井新聞』『神戸新聞』をはじめとする日本の報道機関や、なによりも、その後 1941 年 12 月、太平洋戦争の勃発時まで続く「神戸猶太人協会」と JDC 本部との電信のやり取りのなかで、必ずや大事件として採り上げられていたはずである。

よって、ここでは、上のヴァルハフティグの引用から最後の部分（下線部）を除き、1940 年 7 月から 41 年 5 月までに日本に到着したユダヤ難民数を 4,664 名とする記述だけを有効とみなし、同じ時期について「神戸猶太人協会」がまとめた 4,413 人という数値ともども、現実にそうであったであろうところの近似値として採用することとする。繰り返すが、「神戸猶太人協会」はアメリカ JDC 本部からの委嘱をうけ、1940 年 7 月から翌 41 年の晩秋まで、日本に到着、また滞留するユダヤ難民集団の隅々にまで目を行き届かせていた組織であり、ヴァルハフティグも、自身の日本滞在を極力長引かせながら、一人でも多くの同胞をリトアニアから日本に脱出させようと最大限の努力を傾注した人物である。上記二種の統計数値を「戦時期日本に到来したユダヤ難民の総数」として採用しない理由として説得的なものは他にとくに見当たらず、そこにかろうじて斟酌する要素があるとすれば、先立つ上の統計以前の 1940 年 5 月～6 月、すでに少数ながら日本に到着し始めていたとおぼしきドイツ・ユダヤ人たちの数、あるいは、すべて

[30] バルハフティク前掲書、160 頁、下線は引用者による。
[31] NY_AR3344_00053_00347, NY_AR3344_00053_00698.
[32] 菅野、前掲論文、65 頁。

の時期をつうじて、みずから「ユダヤ人」とも「難民」ともみなされることを嫌い、「神戸猶太人協会」をつうじて差し伸べられる、JDC その他、海外の組織からの支援の手にすがる必要もとくに認めなかった富裕者がいた可能性（いたとしても、おそらくごく僅少）くらいのものであろう。

他方、本稿の筆者が、前記 11 種の資料体から抽出した人々を照合し、日本に到来した形跡を確認し得た人々の総数は 5,052 人に上る（上の表の合計から上海に直行した人々と、ウラジオストック以降の消息がつかめない人々を差し引いた数字)。この中には、資料（９)「太平洋航路乗船者名簿」から抽出され、実際には日本に滞在したというより、シンガポール、マニラ、香港、上海などから神戸や横浜にいたり、そこからアメリカなどに向かう船に乗り換えただけの人々や、「国籍ないし人種」の欄に「Hebrew」「Jew」と記されていても、移住目的ではなく、商用その他で日本を通過した人々が含まれている可能性があり、その数を差し引くことによって、「神戸猶太人協会」やヴァルハフティグの統計から浮かび上がる 4,500 前後という数値に近似していくのではないか、と考えられる。

その上でなお、日本に到来したユダヤ難民の数――そのなかに占める「杉原サヴァイヴァー」の数はともかく――を、六千ないしそれ以上と見積もり、公言し続けようとする者には、以後、その見積もりと、JDC 資料やヴァルハフティグの書物に打ち出された数値のあいだの乖離を、誰しもが納得できる根拠をもって説明する責任が課されるのではなかろうか。

## 非ユダヤ出自の可能性

このように「戦時期日本のユダヤ難民」という事象の数的規模の外枠を、4,500 人前後と見定めた上で、本題の「杉原リスト」に立ち返り、そこに記載されているのべ 2,140 名の人々のうち、一体誰が「ユダヤ難民」であり、誰が「杉原サヴァイヴァー」の名に値するのか、根本から問い直してみる必要がある。

まずもって、この外交史料は「在カウナス帝国領事館　昭和十五年分　本邦通過査証発給表」と題されているのであって、そこに「猶太」「避難民」などの語が不在であることに留意すべきだ。1940 年 7 月～8 月のリトアニアにあって、シベリア経由、日本を通過していずこかへ移動する必要に迫られていたのは、必ずしもユダヤ難民ばかりとは限らない（先述のとおり杉原自身は、1941 年 2 月、本省への報告のなかで、彼がカウナスで発給したヴィザの受給者うち、1,500 名程度をユダヤ難民と認識していたと述べている)。むろん、国籍と姓名だけから当人のユダヤ出自、非ユダヤ出自を判ずることは危険であるが、本稿の筆者が見た限り、とくにポーランド人、カナダ人、イギリス人として「杉原ヴィザ」を取得している人々のなかに、非ユダヤ出自を濃厚に思わせる名前がいくつか見受けられる。また、のちの回想録や聞き取り調査をつうじて、当該者がユダヤ出自ではなかったことが確かめられたケースもある（たとえば通し番号 197, 198, 515, 1844)。[33] 総じて 2,140 のエントリーのうち、少なく見積もっても 20～30 件は非ユダヤ出自の人間によるヴィザ受給ではなかったか、と本稿の筆者は推定する。

## 二重申請の背景とおぼしきもの

次に、「杉原リスト」を検証していくなかで気づくことは、同姓同名（ないしそれに極めて近い綴り）でヴィザを二度取得している者の数が少なくないことだ（本稿筆者の計算によれば 46 件)。むろん、真に

[33] 高橋文「太平洋を渡った杉原ビザ、カウナスからバンクーバーまで」連載 1 ならびに 11、『バンクーバー新報』、2017 年 1 月 19 日、6 月 8 日。

同姓同名の二名による申請であった可能性もあるが、それはごく一部であり、多くは、同一人物による意図的な二重申請であったと考えられる。その意図について、いまだ研究者たちのあいだに定説はないようだが、本稿の筆者の観測によれば、事が「変造ヴィザ」の成り立ちに密接に関わっていた可能性がある。

ポーランドのアンジェイ・ミウォシュ、ピョトル・ヴェイヘルトによるドキュメンタリー映画「命のヴィザ」（1997 年）[34] でインタヴューに応じている何人かの証言者たちの言葉からは、1940 年のカウナスで、ポーランドの地下諜報組織によるかなり大がかり、かつ巧妙な公文書の変造・模造が行われていた様が浮かび上がってくる。

> Stefan Dzierżek の証言――「杉原がスタンプを発注した時、われわれの組織も［その複製を］一つ入手した。」（24 分 10 秒前後）「われわれの組織は、ヴィルニュスの本部から、リトアニアで難民となっているすべてのユダヤ人に日本のヴィザが押されたポーランドのパスポートを発行せよ、との命を受けた。」（25 分 40 秒前後）
> Wanda Kiałka の証言――「私の夫は［日本語の文字の］巻き方、曲がり、点のハネなどを模倣することを学び、ヴィザを発給できる唯一の人間でした。」（26 分 40 秒前後）
> Nathan Szlosberg の証言――「オフィスは閉鎖されても、地下組織はパスポートやスタンプを手にしていた。」（27 分 15 秒前後）

こうして、リトアニアのポーランド地下組織は、いつ、いかなる状況の変化にも備えて、ユダヤ、非ユダヤの別を問わずポーランドからの避難者たちに、変造・模造された身分証明書や外国への渡航書類の類を供給できるようにしていた（そして、おそらくこれは日本の通過ヴィザに限ったことではなかっただろう）。日本通過のための「変造・模造ヴィザ」についても、「杉原リスト」上、同姓同名者による頻繁な二重申請の理由をそこに見ておくことは可能だ。つまり、一度、日本領事館で「杉原ヴィザ」の取得に成功した者が、後日、地下組織からの依頼を受けるか、あるいは自分自身の判断により、再度、別の模造パスポート、模造国籍証明書を携えて領事館に出向き、二つ目の日本通過ヴィザを取得し、それを地下組織に提供した、あるいは親族や友人のものとして、それを「変造」してもらうよう地下組織の専門家に依頼した、という筋書きは十分に考えられるのだ。

付言すれば、本稿の筆者は、このような政治的暴力と軍事的圧政の時代、公文書の変造・模造に依拠する人々の行動にまったく非を感じないばかりか、「杉原ヴィザ」の変造・模造品が多く出回っていたからといって、それが杉原の功績や、彼の名において発給された真正ヴィザを有効たらしめんと力を尽くした人々の功績をなんら貶めるものではない、と考える。ミウォシュ、ヴェイヘルトの映画のなかである証言者が述べているように、「もしも杉原が本物のヴィザを出していなければ、他のヴィザも偽造され得なかったのだから。」（Menachem Schumert の証言、48 分 45 秒前後） よって、たとえ「杉原リスト」に登録されていなくとも、「変造・模造」されたヴィザによって日本に到来した人々（現在わかっているのはわずかに 3 名）が、今後、新たな調査によって判明した場合でも、それらの人々を「杉原サヴァイヴァー」と呼ぶことに何ら差し支えはないものと本稿の筆者は考える。[35]

---

[34] “Wizy życia” (1997), 50 min. Realizacja: Andrzej Miłosz, Piotr Weychert. Scenariusz: Andrzej Miłosz.
[35]「変造・模造ヴィザ」については、イリヤ・アルトマン（ロシア国立人文大学）の公文書調査により徐々に

**最終渡航先のヴィザ既得者**

他方、カウナスの杉原領事代理のもとで日本通過ヴィザを取得する前に、ほとんど架空にすぎない「キュラソー・ヴィザ」ではなく、第三国の正規の入国ヴィザを取得していた者までを「杉原サヴァイヴァー」と呼び、杉原ヴィザで「命を救われた」人々の範疇に含めるのは、歴史的に妥当性を欠く行為と言わざるを得ない。

その例――

| 通し番号 | 氏　名 | 最終渡航国のヴィザ | | | 「杉原ヴィザ」取得年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 発給国 | 発給地 | 発給年月日 | |
| 1 | [redacted] | アメリカ | カウナス | 1940/5/10 | 1940/7/9 |
| 3 | [redacted] | アメリカ | カウナス | 1940/5/8 | 1940/7/16 |
| 5 | [redacted] | アメリカ | ヴァルニエイ | 1940/6/28 | 1940/7/19 |
| 70 | [redacted] | アメリカ | カウナス | 1940/7/8 | 1940/7/29 |
| 99 | [redacted] | アメリカ | カウナス | 1940/7/24 | 1940/7/29 |
| 1900 | [redacted] | アルゼンチン | カウナス | 1940/6/? | 1940/8/19 |

以下、本稿の筆者の調査が及んでいる限りで 68 名、合計 74 名の「杉原ヴィザ」保持者とそれらの同伴者 38 名は、カウナスの日本領事館で日本通過ヴィザを申請する前に、最終渡航国（八割方がアメリカ）のヴィザを取得済みであったことが「太平洋航路乗船者リスト」から判明する。この場合、カウナスの日本領事館で日本通過ヴィザを取得するために残された条件は、敦賀上陸時に提示できる十分な所持金（いわゆる「見せ金」）のみとなるが、事前に、アメリカ、その他、新天地のヴィザを取得し、不帰の出立を用意する人々にあって、この条件は過たず満たされていたと見てよいだろう。[36] また、ヴィルニュスでほぼ無一文の難民生活を強いられていた人々にも、第三国ヴィザ取得後の渡航費用については、JDC ほか、アメリカの支援団体による後ろ盾があった。よって、このように渡航条件を満たした人々に日本通過ヴィザを発給した杉原の行為は、純粋に在外公館における入管業務であり、そこまでを含めて「人命尊重の人道主義」と評するのは不適切である。

現時点において、この件に関する情報源は資料（9）、すなわち横浜と神戸からサン・フランシスコとシアトルに向けて出航した客船の乗船者名簿であるから、発給国の大部分はアメリカと記されているが、今後、カナダ、オーストラリア、南米諸国、英領パレスティナなどへの渡航根拠をすでに所持した上で「杉原ヴィザ」を申請したケースが明るみに出る可能性は大きい。いずれにせよ、日本に到来したユダヤ難民の全員ないしほぼ全員が「杉原ヴィザ」保持者であったかのごとく思わせ、なおかつ、そのほぼ全員

---

詳細が明らかになりつつある。アルトマン前掲論文、ならびに「模造「命のヴィザ」救いの標し　リトアニア公文書館が保管」（『東京新聞』2018 年 9 月 2 日）を参照。

[36] なかには、通し番号 3 番の [redacted] のように、日本到着時に「見せ金」不足が原因で足止めをくらうケースもあったものの。Cf. 菅野賢治「『福井新聞』に見る戦時期日本へのユダヤ難民到来――第一部：1940 年」、神戸・ユダヤ文化研究会『ナマール』、第 22 号、2017 年、25-26 頁参照。

が、日本以遠の渡航先に事欠き、オランダ名誉領事ヤン・ツヴァルテンダイクのいわゆる「キュラソー・ヴィザ」にすがる以外に術がなかったかのごとく思わせる言説には、以後、根本的な見直しが求められることになろう。

同じことは、「杉原リスト」に名前が見えないにもかかわらず、日本到来の事実が確認されているポーランド籍のユダヤ難民たちについても当てはまる。

| 氏 名 | 最終渡航国のヴィザ | | | 日本入国 | 日本出国 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 発給国 | 発給地 | 発給年月日 | 年月日 | 年月日 |
| [redacted] | アメリカ | リガ | 1940/7/8 | 1940/10/9 | 1940/10/10 |
| | アメリカ | リガ | 1940/7/25 | 1940/10/9 | 1940/10/10 |
| | アメリカ | ヘルシンキ | 1940/12/3 | 1940/12/24 | 1940/12/30 |
| | アメリカ | ストックホルム | 1941/1/8 | 1941/2/13 | 1941/2/18 |
| | アメリカ | コペンハーゲン | 1941/1/21 | 不明 | 1941/4/5 |

ここではまず、従来、「日本に来たポーランド・ユダヤ難民」という際、その全員がリトアニアのカウナスで「杉原ヴィザ」を手にした人々であったかのごとく思いなしてしまう、その思考の轍から、一度、外に出なくてはならない。少しく考えてみれば当然のことであるが、1939 年 9 月、西からナチス・ドイツの侵略を受け、ついで東よりソ連の侵攻を受けたポーランドから住民が避難する先は、北東部で隣接するリトアニアを越えて、ラトヴィア、フィンランド、スウェーデン、デンマークでもあり得た。そして、その各国の首都にある外国公館で、幸いにしてアメリカ、その他の国々の入国ヴィザを入手できた者に対し、現地の日本大使館や領事館が日本通過ヴィザを発給するのは通常の入管業務にすぎない。本稿の筆者の調査では、上の表に例として掲げた 5 家族 13 名を含む 60 名ほどが、カウナス以外の北欧の諸都市でアメリカ・ヴィザを取得した上で（つまり「杉原ヴィザ」にはもとより関係し得ぬまま）、日本に到来している。

### モスクワという「黒点」

加えて、説明にもっとも苦慮するのは、「杉原ヴィザ」の有無によらず、モスクワで第三国の入国ヴィザを取得して日本に向かっているケースである。

「杉原ヴィザ」保持者のなかの実例――

| 通し番号 | 氏　名 | 最終渡航国のヴィザ | | | 「杉原ヴィザ」取得年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 発給国 | 発給地 | 発給年月日 | |
| 278 | [redacted] | アメリカ | モスクワ | 1941/2/8 | 1940/7/30 |
| 324 | | アメリカ | モスクワ | 1941/2/18 | 1940/7/30 |
| 430 | | アメリカ | モスクワ | 1941/1/28 | 1940/7/30 |
| 431 | | アメリカ | モスクワ | 1941/1/28 | 1940/7/30 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 459 | [redacted] | アメリカ | モスクワ | 1940/12/30 | 1940/7/31 |
| 466 | [redacted] | アメリカ | モスクワ | 1940/12/23 | 1940/7/31 |

以下、本稿の筆者の調査が及んでいる限りで 38 名、合計 44 名の「杉原ヴィザ」保持者が、最も早い者で 1940 年 9 月 23 日、最も遅い者で 1941 年 3 月 21 日に、モスクワでアメリカ入国ヴィザを取得した上で日本へ向かっている。

「杉原リスト」に名が見えない人々における同様の実例――

| 氏 名 | 最終渡航国のヴィザ | | | 日本入国 | 日本出国 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 発給国 | 発給地 | 発給年月日 | 年月日 | 年月日 |
| [redacted] | アメリカ | モスクワ | 1941/2/17 | 不明 | 1941/3/27 |
| | アメリカ | モスクワ | 1941/2/10 | 不明 | 1941/4/17 |
| | アメリカ | モスクワ | 1941/2/3 | 1941/2/25 | 1941/3/4 |
| | アメリカ | モスクワ | 1941/2/10 | 不明 | 1941/4/17 |
| | アメリカ | モスクワ | 1941/3/6 | 不明 | 1941/3/27 |

以下 86 名、計 93 名が、最も早い者で 1940 年 12 月 3 日、最も遅い者で 1941 年 5 月 26 日（独ソ開戦の約一か月前）に、モスクワでアメリカ入国ヴィザを取得して日本へ向かっているのだ。

しかも、この後者 93 名のなかには、「杉原ヴィザ」ではなく、モスクワの日本大使、建川美次（1880-1945）が発行した「渡航証明書」を所持していた者が、現時点で 2 家族、6 名確認されている（[redacted]の家族、[redacted]の家族）[37]。

とくに興味深いのは、前者[redacted]一家のケースである。建川の「渡航証明書」とともに「合衆国ホロコースト記念館」に寄贈された関係文書のなかからは、1940 年 7 月 27 日の日付のある「キュラソー・ヴィザ」も発見されており、一家が 1940 年 7 月の時点でリトアニアからの脱出を考えていたことをうかがわせている。しかし、なぜか日本通過ヴィザを申請したり、変造・模造ヴィザを入手したりした形跡は見られず、そのまま翌 41 年 2 月、リトアニアを発ち、3 月 10 日、モスクワでアメリカ入国ヴィザを取得した上で、日本通過のため、同 16 日、モスクワの日本大使、建川のもとで「渡航証明書」を手にしているのだ。

ここで、リトアニアを起点として日本を目指したユダヤ難民という歴史事象の本質、ひいては「杉原ヴィザ」の存在意義に関わる一つの決定的な問いが頭をもたげてくる。「杉原ヴィザ」を所持しているか否

[37] 前者[redacted]家の「渡航証明書」は「合衆国ホロコースト記念館」に保存されている。Photograph Number: N0321A. ただし、資料名「The Japanese transit certificate issued to [redacted] in Moscow by the Japanese Ambassador Takegawa Yoshitsugu on March 11, 1941」のなかで建川の名が「タケガワ」と誤記されているので、検索時に注意を要する。

[redacted]家のものについては、高橋文「太平洋を渡った杉原ビザ、カウナスからバンクーバーまで」連載 14「在ソ連大使館交付の『渡航証明書』―避難民を助けた外交官たち」（『バンクーバー新報』、2017 年 7 月 20 日）を参照のこと。[redacted]一家は、1941 年 3 月 20 日にモスクワでアメリカ入国ヴィザを取得し、翌 21 日に、建川の「渡航証明書」を手にしている）。

かによらず、上記のように少なくとも百数十名（同行者を入れて二百人近く）の人々が、1940 年秋から翌 41 年春にかけて、カウナスやヴィルニュスからモスクワに移動し、そこでアメリカ入国ヴィザを取得した上で日本に向かったという、この事実は一体何を意味しているのか？

**【図版】1941 年 3 月 11 日、在モスクワ日本大使、建川美次より [redacted] に発行された渡航証明書（「合衆国ホロコースト記念館」所蔵）**

一般に、リトアニアを脱して日本の敦賀へ至る道行きは、まず「キュラソー・ヴィザ」と「杉原ヴィザ」（たとえ模造・偽造であっても）を併せ持ち、ソ連当局の出国許可を願い出て許可された者が 200 米ドルを現金でソ連国営旅行会社「イントゥーリスト」に支払った上で、ようやく可能になったとされてきた。もちろん、その手続きを踏んでリトアニアを出立した人々が少なからずいたことは間違いなかろう。しかし、上記のように、「杉原ヴィザ」を所持した形跡がない人々までが、モスクワに赴き、そこでアメリカ入国ヴィザを手にし、それを根拠資料として、モスクワ大使、建川美次から「渡航証明書」を発行させているとすれば、「杉原ヴィザ」（ないし、その模造・変造品）を所持することが、リトアニアから日本を目指す上で、必ずしも唯一無二の必要条件ではなかったことになる。

ならば、ほかにいかなる条件を満たしていれば、「キュラソー・ヴィザ」も「杉原ヴィザ」も持たないまま、リトアニアから東に向けて出立し、まずはモスクワまで移動することが許されたのか？　たとえば、1940 年 8 月末、カウナスのアメリカ領事館が閉鎖されたのち、[38] 申請中のヴィザ発給手続きがモスクワの

[38] 本稿の筆者の調査による限り、カウナスで最後にアメリカ入国ヴィザを取得したのは、「杉原リスト」番号 2136 の [redacted] であり、その日付は 1940 年 8 月 23 日である。この人物は、翌 24 日に「杉原ヴィザ」を取得し、日本入国の日付は不明であるが、11 月 9 日、神戸から「プレジデント・クーリッジ」でアメリカに向かっている。

アメリカ大使館に移管され、申請者は、発給の知らせがモスクワから届いたことを電報の書面などをもって証明できれば、たとえソ連出国許可と日本通過ヴィザが未取得であってもモスクワまでの移動が許可される、などという事態があったのか？

こうした点については、目下、依拠できる一次資料が皆無であるため、これ以上、推測の屋上屋を重ねることは控えるが、1940 年 9 月から翌 41 年 5 月にかけて、「杉原ヴィザ」保持者 40 名以上、「杉原ヴィザ」非保持者と見られる者 90 名以上が、モスクワでアメリカ入国ヴィザを手にした事情が、この歴史研究における、ひとつの大きな「黒点」として残されていることを指摘しておきたい。今後、長い歳月を要するかもしれないが、旧ソ連の行政文書（とりわけ NKVD 関係）の開示を待って、真っ先に解明が待たれる点である。[39]

## ウラジオストックから日本に渡ら（れ）なかった人々

これまでの研究や回想からも、一度、ユダヤ難民たちが「欧亜連絡船」でウラジオストックから敦賀まで来航していながら、書類不備、所持金不足などのため、日本への上陸を拒まれ、次の敦賀発「欧亜連絡船」でウラジオストックに逆送されたケースは報告されていた。もっともよく知られているのは、中日新聞社社会部編『自由への逃走』で紹介された、チル・ベンヤミン・フィショフを含む一行の体験（1941 年 3 月 13 日～23 日）であろう。[40] この時は、72 名の逆送者が、「神戸猶太人協会」の奔走により、幸いにして全員、最終的に日本への上陸を許可されたのだった。しかし、今回、本稿の筆者がニューヨーク JDC 本部の古文書のなかから発見した資料により、この逆送以外にも、1941 年 3 月～5 月、ウラジオストックまで到達していながら日本船への上陸を拒否された人々が 78 名おり（うち「杉原ヴィザ」保持者 17 名）、うち 50 名は、5 月 8 日、ロシア船「アルクティカ」で上海へ移送されたことが判明した。[41] 残る 28 名中 14 名については、日付や経路は不明ながら、上海にいたった記録を残している（さらに、そのうちの 4 名は神戸に滞在した記録も留めており、彼らが上海へ直送されたのち、親族や友人と合流するため、上海から神戸にみずから居を移した可能性も示唆している）。だが、最後に残る 14 名（「杉原ヴィザ」保持者 4 名とその同伴者 1 名を含む）については、その後、ウラジオストックから敦賀に渡ることができた形跡も、また、直接上海へ移送されたりした形跡も見当たらない。この人々の身柄は、一体どうなってしまったのか？

いずれにせよ、ウラジオストックまで達していながら日本には到達しなかった人々のなかにあって、真正「杉原ヴィザ」を保持していた 17 名について、確かに、その日本通過ヴィザは、彼らがソ連領を通過してウラジオストックにいたるための根拠資料の一つとして機能し得たのかもしれないが、最後のところで、本人の意思によるものなのか、時の状況に強いられたものなのか、その「杉原ヴィザ」が保持者の日本入国のために使われなかった、という事実は厳然として残る。このように、「杉原ヴィザ」を所持していても、ほかの書類の不備などが原因で、「杉原ヴィザ」を所持していない（と見られる）人々と一

---

[39] この点に関し、目下、本稿の筆者は、ロシア国立人文大学教授イリヤ・アルトマンに照会を試みているが、教授自身、これに直接関係する文書の所在は未確認とのことである。

[40] 中日新聞社社会部編前掲書、60-62 頁。

[41] NY_AR3344_00053_01047, ‘Folgende 50 Personen sind am 2.Mai ds. Jhrs. Mit “Arktika” unter russischer Flagge hier angekommen’; NY_AR3344_00053_01073, ‘LISTS OF RABBIS AND STUDENTS WHO ARRIVED IN VLADIVOSTOK BUT WERE REFUSED ADMISSION TO JAPAN’.

緒に日本入国を拒否され、ウラジオストックにしばし留め置かれた末、最終的に上海へ直送された人々、あるいは、想定し得る最悪の事態としてシベリアの「特別キャンプ」に移送されてしまったかもしれない人々、すべてこうした人々まで含め、「杉原ヴィザによって命を救われた人々」という表現を採用し続けることが、果たして適切であろうか？　本稿においては、暫定的な基準として、ウラジオストックから敦賀に渡ら（れ）なかった人々は、当面、「杉原サヴァイヴァー」の数に含めず、ただ、事後に上海から神戸へ居を移したとおぼしき 4 名のみをカウントすることにした。

この点については、現在、本科研費の研究分担者、国士舘大学ヤコフ・ジンベルグ教授が、ロシア語とイディッシュ語の資料に依拠しながら解明を進めているところであり、具体的検証のためには、その研究成果の発表を待ちたい。

## 上海で命を落とした「杉原サヴァイヴァー」たち

この節で述べる出来事について、本稿の筆者はいまだ調査の途上にあり、あくまでもその中間報告の域を出るものではないが、「杉原サヴァイヴァー」という表現自体の根幹にかかわり、「杉原ヴィザ」の逸話から発して戦時期を振り返る際にいかにしても見過ごすことのできない重要性を秘めた点でもあるため、ここにその概要を記しておく。

根拠資料は、ポーランド、ウッチ出身のイディッシュ語演劇女優ルジェ・ショシャノ・カハン（1895-1968）が、神戸、上海での避難生活を経て、戦後、イディッシュ語で刊行した日記体の回想録『火と炎のなかで』である。[42]

それによると、1944 年 4 月から 5 月にかけて、上海在住のポーランド・ユダヤ難民十数名が、何らかの規則違反を理由に逮捕され、日本憲兵隊の本部が置かれていた「ブリッヂハウス」の悪名高き牢獄に二週間にわたって監禁された末、うち少なくとも 6 名（いずれも「杉原ヴィザ」による日本渡航者）が、釈放後、獄中で罹患したとおぼしき伝染病がもとで死亡したとされる。[43]

その 6 名とは――

| 杉原リスト番号 | 氏 名 | 推定年齢 | 死亡日 |
|---|---|---|---|
| 157 | [redacted] | 49 | 1944/5/9 |
| 370 | [redacted] | 39 | 1944/5/15 |
| 1048 | [redacted] | 34 | 1944/5/15 |
| 1303 | [redacted] | 39 | 1944/5/15 |

[42] R.[Ruzhe] Shoshano Kahan, *In Faier un flamen,* Buenos Aires, 1949. 彼女ならびに彼女と終始行動をともにした夫のレイゼル（ライゼル）・カハンの名は「杉原リスト」上には見えないが、二人とも 1941 年 3 月 5 日、「天草丸」で敦賀に上陸し、七か月以上、神戸に滞在したのち、10 月 23 日、上海に移動している。彼女の生涯については、Irene Eber, *Voices from Shanghai. Jewish Exile in wartime China,* Chicago & London, The University of Chicago Press, 2008, p.107 を参照。また台湾の研究者、張守慧は、ショシャノ・カハンの日記体回想録中、上海部分のドイツ語抄訳に解説をほどこした書物を刊行しており、これも大変参考になる。Chang Shoou-Huey, *Jüdische Kultur im chinesischen Exil. Eine Studie zu Rose Shoshana Kahans jiddischem Tagebuch,* “In fajer un flamen” *(Mit einer Teiledition)*, Kaun Tang International Pnblications Ltd., 2010.

[43] Shoshano Kahan, *ibid.*, pp.309-312.

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1376 | [redacted] | 28 | 1944/5/12 |
| 1680 | [redacted] | 45 | 1944/5/27 |

本稿の筆者は、現在、並行して行っている戦時期上海における日本当局のユダヤ政策に関する研究のなかで、このショシャノ・カハンの記述をその他の資料によって裏付ける作業を試みているが、いまだ決定的な一次資料の発見にはいたっていない。日本当局による上海ユダヤ政策の内実については、1942 年 4 月から翌 43 年 6 月まで上海海軍武官府特別情報部の部長をつとめた實吉敏郎・海軍大佐（1886-1973）が、そのユダヤ関連業務の委細を、日々、刻銘に記した日誌、書簡、ノートなどが発見された（2017 年 10 月）ことにより、研究に飛躍的な進展が見られたが、[44] 實吉大佐の上海離任後、1943 年夏以降については、依然、歴史資料として依拠できる文書の不足に悩まされている。

**写真　上海、四川北路にある旧「ブリッヂハウス」（現・大橋大楼）の中庭**
**かつて地下牢獄の入口として使われた鉄扉（2018 年 5 月　菅野写す）**

これまでにわかっていることは、ショシャノ・カハンの日記体回想にも実名で登場し、「サディスト」「殺人鬼」といった刻印を押されている「上海無国籍避難民処理事務所」所長、久保田勤（1895-1975）と、同事務所の二名の嘱託職員、合屋叶（1901-1983）、大倉繁雄（1909-2005）が、實吉の離任にともなって海軍武官府から大東亜省に所属を移し、43 年から 45 年にかけて、平手打ちなどの暴力にも頻繁に訴えながら「無国籍避難民指定居住地」の規律管理に厳しく当たった、ということだ。ただ、当の難民たちには複雑すぎて理解し難かったであろうが、大東亜省は、いかに陸軍省の強い影響力下に置かれていたとはいえ、原則として文民組織であり、陸軍に直属しつつ警察・治安維持業務を担う憲兵隊とは、また別個

44 この件について、本稿の筆者は、2019 年 6 月 29 日、京都ユダヤ思想学会学術大会の場で、「上海無国籍避難民指定居住区「上海ゲットー」）の設置過程―實吉敏郎海軍大佐の未発表文書をもとに」と題する研究発表を行い、現在、同学会の学会誌に、それをもとにした論文の掲載を予定している。

の存在であった。1944 年 4 月～5 月、一体いかなる理由でポーランド・ユダヤ難民十数名の逮捕という事態に立ち至ったのか、現在のところ、正確にうかがい知る手立てはないが、久保田、合屋、大倉といった「上海無国籍避難民処理事務所」の所員が、「サディスト」「殺人鬼」との形容に値する動機から、これらの難民たちの身柄を憲兵隊に引き渡した、と速断することには慎重であるべきだろう。また、ショシャノ・カハン自身が日記体回想録に記しているように、5 月 15 日、[redacted]、[redacted]、[redacted]の葬儀には合屋と大倉の姿も見られたといい、[45]「ブリッヂハウス」の憲兵隊の牢獄で伝染病に罹患の末、死亡という痛ましい事態に当たって、難民たちの身柄を預かる立場にあった二人の嘱託職員が、葬儀参列という最低限の礼を尽くしている点にも注目される。

いずれにせよ、日本統治下の上海で、憲兵隊による扱いが直接・間接の原因となって、少なくとも 6 名の「杉原サヴァイヴァー」が命を落とした、という事実を、「杉原ヴィザ」をめぐる歴史研究のしかるべき場所に、喪章とともに位置づける作業が、今後に向けて不可欠となる。その事実を無知、非知の領域に押しとどめたまま、「命のヴィザ」の効力、美徳のみを強調し、今日の世界に生きる「杉原サヴァイヴァー」たちの子、孫、ひ孫たちの数を推定しようなどとする姿勢は、歴史の正視からほど遠いものとなり、たとえ「命のヴィザ」をもってしても戦後の世界に命を繋ぐこと叶わず、日本統治下の上海を長い旅路の終焉の地とせねばならかった人々の記憶に対し、礼節を欠いたものともなりかねない。

**出立しなかった（できなかった）人々の命運――「避難地」としてのソ連領**

ここでふたたび旅路の出発点たるリトアニアに視点を返し、1941 年 6 月の独ソ開戦前にその地をあとにしなかった（できなかった）人々の境遇に思いを馳せてみる。

上述のとおり、カウナスの日本領事館で発給された通過ヴィザ、のべ 2,140 通のうち、現時点において、非ユダヤ出自と見られる人々への発給分を除いても優に 600 通以上につき、その保持者がリトアニア国外へ脱出した痕跡を確認できていない。この 600 通以上のヴィザ受給者とその同伴者たちの命運について、この先、われわれはどこに解明の糸口を見出していけばよいのだろうか。

真っ先に想定されるのは、1941 年 6 月 22 日、独ソ開戦後、西から雪崩れ込んだドイツ軍の支配のもとで猛威をふるった官製ないし民衆の自発的な絶滅作戦の犠牲という筋書きであり、この点に関しては、研究と歴史教育が決して十分に進んでいるとは言い難い日本においても、この「杉原ヴィザ」の事跡を端緒とし、日本に逃れ得た人々の境遇の「裏」を返すようにして、どこへも逃れ得なかった人々の命運に関する思考を、これから構築していく必要がある。[46]

これと並んで、本研究を遂行するなかで筆者が痛感するにいたったのは、第二次大戦期、「東」に向けて避難を開始したユダヤ難民という、この大がかりにして複雑きわまりない歴史のパズルに、「旧ソ連」という巨大なピースを正しくはめ込むことの必要性である。すなわち――

ドイツ・オーストリア・チェコ → シベリア鉄道 → 満州国 → 下関

あるいは

[45] Shoshano Kahan, *ibid.*, p.315.

[46] 基本文献として、以下を参照することもできる。Harry Gordon, *The Shadow of Death. The Holocaust in Lithuania,* The University Press of Kentucky, 1992.

ポーランド → リトアニア → シベリア鉄道 → ウラジオストック →敦賀

という、日本を通過したユダヤ難民たちの道行きを考えるだけでは、この歴史の全体像はまだ見えてこず、同時に――

ポーランド → リトアニア → シベリア鉄道･･･

ソ連領（カザフスタン、ウズベキスタン、イランを含む）

という別の流れも正しく認識しない限り、この事象の全体をとらえたことにならないのではないか、という問題意識である。

ここで、冷酷にも単純な数値比較による図式化にあえて訴えてみる。第二次大戦期をつうじて、ドイツならびにドイツ占領地域内で亡き者にされたユダヤ教徒・ユダヤ人の数は一般に六百万人と言われ、独ソ開戦後、ドイツの管理下に移ったリトアニアでも、十数から数十万人のユダヤ教徒・ユダヤ人が殺害されたと見られる。1941 年 6 月の独ソ開戦後、ドイツ軍が攻め入ったソ連領（ウクライナ、ベラルーシなど）でも、それぞれ百万～百五十万人規模のユダヤ教徒・ユダヤ人犠牲者を出したと推定される。

他方、ドイツとその占領地域から東に向けて出立することで難を免れた、いわゆる「サヴァイヴァー」たちの数としては、日本を通過した推定 4,500 人前後と、一部、それと重複しながら上海で戦時期を過ごした二万人規模のユダヤ難民がおり、さらに、数の特定は困難ながら、哈爾浜、天津、上海での逗留を短期で済ませ、世界各地の新天地に再出立し得た人々がいる。

しかし、それ以前、かつそれ以上に、第二次大戦開戦時の 1939 年 9 月、先立つモロトフ・リッベントロープ協定にもとづく新たなポーランド分割線の東側のソ連領内に身を置いたユダヤ系住民、あるいは、いったんバルト三国に逃れ、1940 年 7 月、居ながらにしてソ連体制に組み込まれることとなったユダヤ系住民、推定 140～160 万人[47] のうち、ソ連当局の指示のもと、広大なソ連領のいたるところに点在する「特別キャンプ」に割り振られたり、赤軍兵士として徴用されたりすることによって、1941 年 6 月以降、西から雪崩込んできたドイツ軍特殊部隊による集団虐殺を免れた人々――少なく見積もって 14 万人、多く見積もって 38 万人――が、[48] 1945 年の終戦をソ連領内で迎えることができた、という現実がある

たしかに、犠牲者の側の最大数「六百万」と、少数派の生存者のなかのさらなる一部たる「杉原サヴァイヴァー」――通説「六千」、本稿筆者の調査によれば「千数百」――を対置し、「ナチスの魔手を逃れて日本にやってきたユダヤ難民」の存在をクローズアップする作業は重要であり、1990 年代以降、日本の

---

[47] Mark Edele, Sheila Fitzpatrick, Atina Grossmann (eds.), *Shelter from the Holocaust Rethinking Jewish Survival in the Soviet Union*, Detroit, Wayne State University Press, 2017, p.15.

[48] 第二次大戦期のソ連におけるユダヤ居留民の境遇については、ツヴィ・ギテルマンの編による以下の論集、Zvi Gitelman (ed.), *Bitter Legacy. Confronting the Holocaust in the USSR,* Indiana University Press, 1997. ならびに以下の優れた論考を参照。Laura Jockusch, Tamar Lewinsky, 'Paradise Lost? Postwar Memory of Polish Jewish Survival in the Soviet Union', *Holocaust and Genocide Studies*, Volume 24, Issue 3, Winter 2010, Pages 373–399; John Goldlust, 'A Different Silence: The Survival of More than 200,000 Polish Jews in the Soviet Union during World War II as a Case Study in Cultural Amnesia', *Australian Jewish Historical Society Journal*, Vol XXI, part 1, (November 2012), pp. 13-60.

内外ですでに行われてきたわけであるが、今後は、生存者の側の最大集団であるソ連領内への避難者たち「数十万」の存在をも浮かび上がらせ、その声（直接的にはすでに失われていたとしても）に、注意深く耳を傾けていく必要があるだろう。

なぜといって、そのようにソ連領内で終戦を迎えたユダヤ難民たちは、戦後、ポーランド、チェコ、ルーマニア、ドイツなどの故郷にいったん帰還し、親族や隣人たちが辿った運命を知って愕然とすると同時に、〝自分たちは、「ホロコースト・サヴァイヴァー」を名乗る資格もなく、自分たちの体験を声高に語ったりする立場にもない〟として、固く口をつぐんでしまう傾向が強かったことが、近年の研究から徐々に明らかになっているからだ。[49]

ここで本論の主旨に立ち返り、ならば、実際に 1939 年 9 月以降、ポーランドからリトアニアに避難したユダヤ難民たちのなかに、1940 年 7 月、避難地たるリトアニアにいながらにしてソ連体制に組み込まれ、1941 年 6 月、独ソ開戦後はソ連領内に移動して、戦時期を過ごした人々はいたのか？

この点に関心を抱いた本稿の筆者は、JDC 古文書中、「ロシア（テヘラン）におけるポーランド難民」としてまとめられた資料群の存在に着目した。[50] いずれも作成の正確な日付は不明であるが、1943 年から 45 年にかけて、ソ連領内（ソ連軍進駐下のテヘランを含む）で、JDC、HIAS などアメリカのユダヤ団体から生活物資の支援を受けていた人々、のべ 8,000 人以上の氏名をリスト化したものだ。本稿の筆者がその氏名を電子化し、「杉原リスト」と照合した結果、現時点で以下の 8 名（いずれもポーランド国籍、1 名は同伴者と推定）が合致の可能性ありとの観察結果が得られた。

| 杉原<br>リスト<br>番号 | 氏　名 | JDC 資料上の氏名表記 | JDC ないし HIAS からの<br>支援を受けていた場所 |
|---|---|---|---|
| 410 | [redacted] | | タシケント（ウズベキスタン） |
| 774 | | | サマルカンド（ウズベキスタン） |
| 949 | | | ビイスク（シベリア・アルタイ地方） |
| 950 | | | ビイスク（シベリア・アルタイ地方） |
| 1288 | | | チュラククルガン（カザフスタン） |
| 1371 | | | サマルカンド（ウズベキスタン） |
| | | [redacted]<br>（[redacted]の親族か？） | サマルカンド（ウズベキスタン） |
| 1902 | [redacted] | | 記載なし |

もちろん同姓同名の可能性も排除できず、1902 番の場合、名の頭文字だけでは完全な決め手にはなら

[49] こうした「ホロコースト・サヴァイヴァー」なる呼称の辞退者たちのもとでの沈黙について、本稿の筆者はとくに以下の書物から啓発をうけている。Naomi Rosh White, *From Darkness to Light. Surviving the Holocaust,* Victoria (Australia), Collins Dove, 1988.

[50] フォルダー番号 428 に含まれている、以下 8 点の資料。NY_AR3344_00090_00540; NY_AR 3344_00090_00561; NY_AR3344_00090_00562; NY_AR3344_00090_00568; NY_AR3344_ 00090_00569; NY_AR3344_00090_00631; NY_AR3344_00090_00883; NY_AR3344_00090_ 00884.

ないが、他方、949 番と 950 番のように、アルファベット表記の揺れはあるものの、二名（おそらく夫婦）そろって氏名が一致していることから、同一人物である可能性はきわめて高い。

氏名の合致だけでは、いまだ確証の水準には達せず、今後、これらの人々の戦後の足取りを追跡していく必要があることは言を俟たないが、その間、この観察結果を「杉原ヴィザ」保持者たちの境遇の多種多様性に思いを致すための、ひとつの機縁にすることは許されるだろう。すなわち、1940 年 7 月～8 月、リトアニアからの脱出を考え、「キュラソー・ヴィザ」と「杉原ヴィザ」の取得まで事を運んだ人々のなかにも、さまざまな理由により、ソ連出国許可の受領と「イントゥーリスト」への旅費支払いまではいたらず、そのままリトアニアに留まった末、41 年 6 月、独ソ開戦の報をうけてソ連領内に逃れ、当局に指示されるまま、シベリア、カザフスタン、ウズベキスタン、さらにはイランの指定居住地に移送されて、そこで戦時期を耐え忍んだ人々がいたとしても一向に不思議はない、ということだ。

とすれば、彼ら、彼女らのパスポートやポーランド国籍証明書に手書きないし押印されていた「杉原ヴィザ」も、シベリア、カザフスタン、ウズベキスタンにまで一緒に移動し、ヴィザとしての効力こそ発揮しないままであれ、サマルカンド、タシケント、あるいはテヘランなどで、その保持者とともに、じっと世界大戦の終結を待ち続けたことになる。この可能性の考慮まで含めることで、はじめて「杉原ヴィザ」研究は、真に「国際」の名に値する水準に達することができるのではないだろうか。

いずれにせよ、のべ 2,140 通の「杉原ヴィザ」保持者とその同伴者の全員ないしほぼ全員が、半自動的に日本を目指し、日本に救いの地を見出し得たとするオプティミスティックな言説は、翻って、そのような真に国際的な研究の可能性にとって障害となる危険性と背中合わせであることを十分認識すべきである。

## 現時点における総括

総じて、本稿の筆者の調査によれば、「杉原リスト」に掲載された、のべ 2,140 人のヴィザ受給者のうち、非ユダヤ系の混在数と二重申請分を差し引き、「ユダヤ難民」として日本通過ヴィザを在リトアニア日本領事代理・杉原千畝に申請した個々人の実数は 2,050～2,080 と推定される。うち、68 パーセントに相当する 1,427 通の「杉原ヴィザ」が実際に使用され、同伴者を含め 1,830 名ほどの人々が日本に到達した形跡を確認することができる（いずれも現調査段階の数値）。しかし、そのなかにあって、わかっている限りでも数十名は、「杉原ヴィザ」を入手する前に、第三国の正規のヴィザを取得済みであり、こうした人々を称して「ユダヤ難民」とは言えても、「杉原サヴァイヴァー」と呼ぶことは不適切である。また、ウラジオストックまでいたりながら、そこから日本へは渡らなかった（渡った形跡が見られない）数十名の人々を「杉原サヴァイヴァー」と呼ぶことの是非も、別途、考慮されなくてはなるまい。

他方、「杉原リスト」に名前が見えずとも、「番外ヴィザ」ないし「変造・模造ヴィザ」を携えて日本に来た可能性のある人々の数も、記録がないからといって任意に推定してよいわけではない。そもそも、記録された真正「杉原ヴィザ」を持たずに日本に到来したと見られる人々のうち、ポーランド国籍者は 550 名程度であり、また、そのなかにはカウナス以外の北欧諸都市から出立して来た人々（わかっているだけで 30 名ほど）や、モスクワでアメリカなどの入国ヴィザを得た人々（わかっているだけで 90 名ほど）も含まれているため、「番外ヴィザ」「変造・模造ヴィザ」を所持していた可能性のある人々として想定してよい上限は、せいぜい 400 人程度である。

よって、当面、その避難先を日本に限定して――つまり 1940～41 年のヨーロッパから日本以外の場所（モスクワからトルコを経由して英領パレスティナ、あるいは日本を経由せずして上海、ひいてはシベリア、カザフスタン、ウズベキスタンなどのソ連領内）に移動したケースを除外して――「杉原サヴァイヴァー」を定義づけ、いわゆる「杉原ヴィザ」、「番外ヴィザ」ないし「変造・模造ヴィザ」をもって日本に到来した人々と措くならば、その数は、実証レベルで 1,600 名程度、推定可能最大数としても 2,000 名程度と見なくてはならない。

この実証レベルの数字は、「戦時期日本におけるユダヤ難民」の数として根拠とともに提示できる 4,500 名前後のなかにあって、三分の一を占めるにすぎない。しかし、繰り返すが、ここではその割合の大小が問われたり、競われたりしているのではない。いま問われている課題は、「杉原ヴィザ」を携え、また携えずにシベリアを渡ってきたユダヤ難民たちの苦難と不安、希望と喜び、その一つ一つに耳を傾けつつ、同時に、その背後に残り、そのまま消息を絶ってしまった人々――「杉原ヴィザ」保持者、非保持者の別なく――の命運にも思いを馳せることによって、「戦時期日本のユダヤ難民」研究を、真に「国際」の名に値する水準に高めていくことだ。